

工 事 番 号 6魚建第3号

工 事 名 市道上ノ原27号線他道路改良第1次工事

# 特 記 仕 様 書

## 【 適 用 範 囲 】

本工事の施工にあたって受注者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び別紙記載の「標準仕様書」を適用するものとする。

## 【 工 事 目 的 】

本工事は、国道17号から本庁舎へアクセスする市道の安全性と利便性を向上させることを目的とした道路改良を行うものである。

## 特記仕様書一覧

本工事に使用する特記仕様書は以下のとおりとする。(該当する場合は■とする)

- 1 建設工事請負基準約款関係
- 2 標準仕様書
- 3 施工条件総括表
- 4 建設リサイクル法の実施に関する特記仕様書
- 5 建設副産物に関する特記仕様書
- 6 再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーランに関する取扱い基準(土木)
- 7 材料指定、排出ガス対策型建設機械、アスベスト含有建設資材関係に関する特記仕様書
- 8 工事実績情報システム(コリンズ)の登録に関する特記仕様書
- 9 安全・訓練等の実施に関する特記仕様書
- 10 建設業退職金共済制度に関する特記仕様書
- 11 有価物(金属くず)に関する特記仕様書
- 12 魚沼市週休2日取得モデル工事(令和6年4月試行)【土木工事】特記仕様書
- 13 魚沼市「熱中症対策に資する現場管理費補正」試行特記仕様書
- 14 参考資料
- 15 概算数量発注に関する特記仕様書
- 16 その他 工事独自の特記仕様書
  - 別添、図面特記仕様書
- 17 特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する特記仕様書
- 18 建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書(希望型)



## 2.標準仕様書

(該当する場合は■とする)

### ■ 土木工事

<適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び「新潟県土木工事標準仕様書」を適用するものとする。

### □ 新営建築工事

<適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築木造工事標準仕様書」

を適用するものとする。

### □ 改修建築工事

<適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書

(建築工事編)」、「公共建築木造工事標準仕様書」を適用するものとする。

### □ 新営電気設備工事

<適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」を適用するものとする。

### □ 改修電気設備工事

<適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書

(電気設備工事編)」を適用するものとする。

### □ 新営機械設備工事

<適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」を適用するものとする。

### □ 改修機械設備工事

<適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書

(機械設備工事編)」を適用するものとする。

### □ 解体工事

<適用範囲>

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。

設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書 同解説」を適用するものとする。

### 3.施工条件総括表

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明 示 項 目	施 工 条 件
I 工 程 関 係	①. 関連する別途工事あり ・工 事 名 : マンホール高さ調整、ガス水道移設引込管工事 ・予 定 期 間 : 同時期
	2. 施工時期、時間、方法の制限あり ・時 期 : ・時 間 : ・方 法 :
	③. 関係機関協議による工程条件あり ・協 議 内 容 : 県道広神小出線取り付け(許可:魚振地第4810号、令和6年2月26日) ・完了予定時期 : 県道部の土工・舗装工事等は11月末までに完成させること。
	④. その他 上記県道取付の条件有り。道路線形が現場で確認にできる段階になったら、安全施設の必要性等について地域整備部維持管理課と立合いを実施すること。
II 用 地 関 係	1. 工事用地等の未処理部分あり ・処理見込時期 : ・区 間 :
	2. 仮設ヤードの指定あり ・場 所 : ・期 間 :
	3. その他
III 公 害 対 策 関 係	①. 公害防止の制限あり ( <input checked="" type="checkbox"/> 騒音・振動、 <input type="checkbox"/> 排出ガス、 <input type="checkbox"/> 粉じん、 <input type="checkbox"/> 水質等 ) ・施 工 方 法 : 振動規制第1種区域、騒音規制第2種区域に該当。 ・作 業 時 間 :
	2. 家屋等の調査の必要性あり ・方 法 : ・範 囲 :
	3. その他
IV 安 全 対 策 関 係	①. 交通安全施設等の指定あり ・交通誘導警備員 : 概算として交通誘導員:5人/日×20日、2人/日×20日×5か月、300人日を見込む。 交通管理計画の計画後に”作業日当たり標準作業量”により、誘導員の人数の見直しを図るため、監督員と協議すること。 (勤務実績提出の必要あり) ・その他施設等 :
	2. 近接作業制限あり ( <input type="checkbox"/> 鉄道、 <input checked="" type="checkbox"/> ガス、 <input checked="" type="checkbox"/> 水道、 <input checked="" type="checkbox"/> 電気、 <input checked="" type="checkbox"/> 電話等、 ) ・内 容 : ・工 法 制 限 : ・作 業 時 間 制 限 :

明 示 項 目	施 工 条 件
IV 安全対策関係	<p>3. 発破作業あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安設備及び保安要員 :</li> <li>・ 防 護 工 :</li> <li>・ 作業時間制限 :</li> </ul> <p>4. 防護施設(落石、雪崩、土砂崩落等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内 容 :</li> </ul> <p>⑤. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省 告示第496号 令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めること。</li> <li>・交通規制については、警察等関係機関との協議を行うこと。</li> <li>・交通誘導警備員については、警察等関係機関及び地域との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は監督員と協議すること。</li> <li>・自家警備を使用する際は事前に監督員と協議し、新潟県からの通知文(令和2年12月16日 技第742号の3)に従うこと。なお、使用する際は安全教育等を徹底し事故防止に努めること。</li> <li>・関係機関への周知・協議を行うこと。(消防署、ゴミ収集関係、通学路関係、公共交通関係 等)</li> <li>・南越後観光バスの回送ルートに該当するため、交通規制期間について報告すること。</li> <li>・本工事は、掘削等により一般の通行及び近隣住民に危険が予想されるため、立入防止施設等で作業場を明確に区分し、子供等第三者が容易に侵入できないよう措置を講ずるとともに、照明灯、保安灯等でその危険箇所及び作業場等が容易に明確に確認できるよう措置を講ずること。特に、夜間休日等作業現場から作業員等が離れ無人となる場合は、十分な措置を講ずること。</li> </ul>
V 工事用道路関係	<p>1. 一般道路を搬入路としての制限あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬 入 経 路 :</li> <li>・ 期 間 :</li> <li>・ 使用後の措置 :</li> </ul> <p>2. 一般道路の占有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期 間 :</li> <li>・ 規 制 条 件 :</li> <li>・ 時 間 制 限 :</li> </ul> <p>3. 仮設道路措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工法指定の有無 :</li> <li>・ 用 地 関 係 :</li> <li>・ 安 全 施 設 :</li> <li>・ 工事完了後の「存置」または「撤去」 :</li> </ul> <p>4. その他</p>
VI 仮 設 備 関 係	<p>1. 仮設備の指定あり</p> <p>2. 仮設備の条件指定あり</p> <p>3. 仮設備の転用、兼用あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工 種 :</li> <li>・ 内 容 :</li> </ul> <p>4. イメージアップあり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内 容 :</li> </ul> <p>5. その他</p>

明 示 項 目	施 工 条 件
VII 残土・産業廃棄物関係	別紙「建設副産物関係に関する特記仕様書」のとおり
VIII 工事支障物件等	<p>①. 占用支障物件あり ( <input checked="" type="checkbox"/>電気、 <input checked="" type="checkbox"/>電話、 <input checked="" type="checkbox"/>水道、 <input type="checkbox"/>下水道、 <input checked="" type="checkbox"/>ガス )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内 容 : <b>電柱移設3箇所、新設1箇所。</b></li> <li>・ 移設、撤去、防護方法等 : <b>工事範囲外への移設。</b></li> <li>・ 時 期 : <b>4～5月に移設予定。</b></li> </ul> <p>2. 占用物件重複施工あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内 容 :</li> </ul> <p>③. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を着手前に行い、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告すること。</li> <li>※土木工事では、架空線の防護カバーは諸経費に含まれるため設計変更の対象となりません。</li> <li>・ パイプライン、ガス導管、配水管、電話、電気等の地下埋設の有無については、必ず関係機関に確認すること。</li> <li>・ 移設を予定していない占用物件が支障となった場合は、監督員と協議すること。</li> </ul>
IX 排水工 (濁水処理含む)	<p>1. 濁水、湧水処理の特別な対策あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内 容 :</li> </ul>
X 薬液注入関係	<p>1. 薬液注入工法あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別紙条件明示による。</li> </ul>
XI そ の 他	<p>1. 現場発生材あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品 名 :</li> <li>・ 納 入 場 所 :</li> </ul> <p>2. 支給品および貸与品あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品 名 :</li> <li>・ 引 渡 し 場 所 :</li> </ul> <p>3. 品質証明の対象工事である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準仕様書第1編(章)1-1-1-24による。</li> </ul> <p>④. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着手届には、着手前写真、主任(監理)技術者の資格者証、工程表、下請負人指導責任者配置届(下請を使用する場合)を添付すること。</li> <li>・ 工事着手前に工事の概要、工程等を関係者に周知を図ること。</li> <li>・ 工事中、沿線住民から苦情または意見等があった場合は丁寧に対応し、ただちに監督員に報告すること。</li> <li>・ 設計変更が生じる場合は、理由・経緯等を整理し監督員と協議すること。</li> <li>・ 完成書類は電子データをCD又はDVDに納め提出すること。(詳細は契約後に監督員と協議すること。)</li> <li>・ 受注後は交通管理計画を速やかに作成し、監督員に報告するほか、工事予告看板を設置し規制内容を周知すること。</li> <li>・ 消雪施設は概略計画のため、配管計画・数量について精査し監督員と協議すること。</li> <li>・ 現道上でのCBR試験が計画時に困難であったため、必要に応じて簡易支持力測定の実施を監督員と協議すること。</li> <li>・ 魚沼地域振興局案内看板の移設位置について、地域整備部総務課と現地立会を実施すること。</li> </ul>

## 4. 建設リサイクル法の実施に関する特記仕様書

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で、一定規模以上の工事(対象工事 ※1)については、特定建設資材廃棄物(※2)の基準に従って工事現場で分別(分別解体)し、再資源化等することが「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)により義務付けられました。

※1 下表の規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化等が義務付けられました。

(該当する場合は■とする)

工場の種類	規模の基準
<input type="checkbox"/> 建築物解体	床面積80㎡
<input type="checkbox"/> 建築物の新築・増築	床面積500㎡
<input type="checkbox"/> 建築物の修繕・模様替え(リフォーム等)	請負金額1億円以上
<input checked="" type="checkbox"/> その他の工作物に関する工事(土木工事等)	請負金額500万円以上

※2 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材は、以下のとおりとする。

1.コンクリート 2.コンクリート及び鉄からなる建設資材 3.木材 4.アスファルト・コンクリート

については、分別解体等の方法、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用や再資源化のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称を記した書面(契約書 別紙)を、契約書に添付して提出してください。

建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

## 5.建設副産物関係に関する特記仕様書

### 1. 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	備考
再生クラッシャー	RC-40	基礎碎石	
アスファルト再生クラッシャー	ARC-40(RC混合)	下層路盤	

### 2. 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考
魚沼市	当該工事	当該現場内		

### 3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土処理は、下記により積算している。

搬出先	南魚沼市山崎地内		
搬出先地名			
連絡先			
設計運搬距離	L=9.4km		
受入時間			
設計受入費用	1,000円/m <sup>3</sup>		
仮置場所の有無			
備考			

建設発生土改良土プラントへ土砂を運搬処理する場合、上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

注) 受入先が建設発生土改良プラントの場合、搬出先欄には「プラント」と記載し、搬出先地名、連絡先の欄は記入しない。

### 4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

搬出する廃棄物名	アスファルト殻	コンクリート(無筋・鉄筋・二次製品)殻	
設計運搬距離	L=2.9km	L=2.9km	
受入時間			
設計受入費用	1,600円/t	2,000円・2,500円・4,000円/t	
備考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

5. 舗装版切断時の濁水搬出

工事の施工により発生する舗装版切断濁水は、下記により積算している。

設 計 運 搬 距 離			
受 入 時 間			
設 計 受 入 費 用			
備 考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

6. 自ら産業廃棄物を運搬搬出する以外は委託契約書の写しを提出すること。

7. 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事業により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

## 6.再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーランに関する取扱基準

### 再生クラッシャーラン取扱基準

#### [目的]

#### 第一条

この基準は魚沼市が所管する工事で使用する再生クラッシャーランに関する取扱い基準を定めることにより、廃材の適正処理ならびに省資源化を図り、もって公共工事の円滑な推進に寄与することを目的とする。

#### [再生クラッシャーランの定義及び名称]

#### 第二条

再生クラッシャーランとは、建設廃材を再利用する目的をもって加工生産したものをいい、名称を次のとおり定める。

再生クラッシャーラン(RC-40)

#### [再生クラッシャーランの品質及び規格]

#### 第三条

路盤材として使用する場合の再生クラッシャーランの品質は、原則として「新潟県土木工事標準仕様書」に適合していることとする。

路盤材以外として使用する場合においても、品質及び規格について特別の定めがある場合を除き、原則として路盤材に使用する「新潟県土木工事標準仕様書」の定めに基づき、品質試験

#### (品質試験)

再生クラッシャーランの品質試験については、試験実施ごとに再資源化施設に資料を提出させること。

#### [再生クラッシャーランの使用箇所]

#### 第四条

再生クラッシャーランの使用箇所については、原則としてクラッシャーランが使用されている所に、同等粒径の再生クラッシャーランを使用できるものとする。ただしコンクリート用骨材、アスファルト用骨材、上層路盤、地下排水のフィルター材(地下水位以下の場所)に使用し、かつ骨材を透過した地下水をポンプなどで強制排水する場合も含む)としては使用できないものとする。

また、対象事業については公共工事、市単独工事を問わず再利用できるものとする。

#### [設計単価]

#### 第五条

資材単価については、再資源化処理施設から工事現場までの運搬費を加えた道路渡し単価(新潟県土木工事等基礎単価表に掲載)を設計単価とする。

#### [施工]

#### 第六条

再生クラッシャーランの施工については、「舗装再生便覧」(平成22年11月(社)日本道路協会)を参照のこと。

[品質管理及び検査] 第七条 再生クラッシャーランを用いた場合の品質管理及び出来形管理は、「新潟県土木工事標準仕様書」による。

### アスファルト再生クラッシャーラン取扱基準

#### [目的]

#### 第一条

この基準は魚沼市が所管する工事で使用するアスファルト再生クラッシャーランに関する取扱い基準を定めることにより、廃材の適正処理ならびに省資源化を図り、もって公共工事の円滑な推進に寄与することを目的とする。

#### [アスファルト再生クラッシャーランの定義及び名称]

#### 第二条

アスファルト再生クラッシャーランとは、再生クラッシャーラン(RC-40)もしくはクラッシャーラン(C-40)を母材とし、グリズリアンダー材を混合したものをいい、名称を次のとおり定める。

アスファルト再生クラッシャーラン(ARC-40)

#### [アスファルト再生クラッシャーランの品質及び規格]

#### 第三条

路盤材として使用する場合のアスファルト再生クラッシャーランの品質は「新潟県土木工事標準仕様書」に適合していることとする。

#### (品質試験)

アスファルト再生クラッシャーランの品質試験については、試験実施ごとに再資源化施設に資料を提出させること。

#### [アスファルト再生クラッシャーランの使用箇所]

#### 第四条

アスファルト再生クラッシャーランの使用箇所については、原則として下層路盤、歩道路盤として同等粒径のクラッシャーランが使用されている所に、アスファルト再生クラッシャーランを使用できるものとする。

また、対象事業については公共工事、市単独工事を問わず再利用できるものとする。

#### [設計単価]

#### 第五条

資材単価については、再資源化処理施設から工事現場までの運搬費を加えた道路渡し単価(新潟県土木工事等基礎単価表に掲載)を設計単価とする。

#### [施工]

#### 第六条

アスファルト再生クラッシャーランの施工については、「舗装再生便覧」(平成22年11月(社)日本道路協会)を参照のこと。

[品質管理及び検査] 第七条 再生クラッシャーランを用いた場合の品質管理及び出来形管理は、「新潟県土木工事標準仕様書」による。

## 7.材料指定、排出ガス対策型建設機械、アスベスト含有建設資材関係に関する特記仕様書

### ○材料指定関係

材料名・材料規格については、参考資料で指定している。なお、参考資料の仮設工における数量・材料名・材料規格は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考であるので、指定とはならない。

### ○排出ガス対策型建設機械関係

排出ガス対策型建設機械(第2次基準及び第3次基準)を標準としている施工においては、これを積極的に使用し普及促進に努めること。

### ○アスベスト含有建設資材関係

本工事においては、アスベスト含有建設資材を使用してはならない。

## 8.工事实績情報システム(コリンズ)の登録に関する特記仕様書

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

ただし、これらの提出書類を書面で行うことを妨げない。

※工事完成日は検査が工期内であれば検査日、工期以降であれば履行日が完成日になる(工期末日～検査日に担当技術者を拘束しない)ことに留意する。

※当初請負金額が500万円未満であるために未登録となっていた工事が契約変更により500万円以上になった場合には、その時より登録するものとする。

## 9.安全・訓練等の実施に関する特記仕様書

### 1.安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、現場に即した安全・訓練等を実施するものとする。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することも可とする。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 当該工事内容等の周知徹底
- ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④ 当該工事における災害対策訓練
- ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

### 2.安全・訓練等に関する施工計画書の作成(工事請負額が500万円未満の工事は、施工計画書の作成を省略できるものとする。)

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

### 3.安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ・写真等又は工事報告(工事月報)に記録した資料を整備及び保管する。

また、監督員から請求があった場合は保管している資料を直ちに提示するものとする。

### 4.事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合、速やかに「事故速報」を監督員に提出するものとする。

速報後は、事実確認を進めるとともに、「事故発生報告書」を監督員に提出するものとする。なお、当該事故の原因に即した具体的な再発防止策を記載した「事故防止対策書」のほか、必要な書類を添付するものとする。

## 10.建設業退職金共済制度に関する特記仕様書

魚沼市が発注した建設工事にあたっては、建設労働者の福利厚生を増進を図り建設産業の健全な発展に資するため、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者について、適切な対応を図れるよう下記について実施すること。

- 1.受注者は、建設業退職金共済制度に加入するよう努め、建設業退職金共済紙購入状況報告書を工事完成時に監督員に提出すること。
- 2.受注者は、工事現場又は現場事務所の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)の掲示を行うこと。
- 3.受注者(下請契約を締結したときは、下請負業者を含む。)が、退職金支給制度(中小企業退職金共済等の加入を含む。)を有し、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者を使用しないで施工するときは、その旨を書面により提出すること。
- 4.下請負業者への加入促進と、制度の普及について配慮すること。

## 11.有価物(金属くず)に関する特記仕様書

当該工事の金属くずが有価物になる場合は、下記のとおり取り扱うこと。なお、有価物にならない場合は、産業廃棄物として取り扱うこと。

### 記

1. 有価物は引取り業者へ持ち込み、引取り業者との間で有価物売払い金清算を完了すること。
2. 引取り業者から計量伝票と仕入伝票を受け取り、有価物処理がすべて完了した後、発注者へまとめて提出すること。
3. 有価物売払い金の納入方法は、市が発行する納入通知書により請負者が納入すること。

## 12.魚沼市週休2日取得モデル工事(令和6年4月試行)【土木工事】特記仕様書

本工事は、魚沼市週休2日取得モデル工事(令和6年4月試行)【土木工事】の試行対象案件である。

受注者は、受注後速やかに「魚沼市週休2日取得モデル工事(令和6年4月試行)【土木工事】」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行う。

協議により試行する場合は、「魚沼市週休2日取得モデル工事(令和6年4月試行)実施要領【土木工事】」に基づき行う。

実施要領は、魚沼市ホームページから入手できる。

<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/nyusatu/1020722.html>

### 13.「魚沼市熱中症対策に資する現場管理費補正」試行特記仕様書

本工事は、「魚沼市熱中症対策に資する現場管理費補正」の試行対象案件である。

受注者は、受注後速やかに「魚沼市熱中症対策に資する現場管理費補正」の希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

協議により試行する場合は、「魚沼市熱中症対策に資する現場管理費補正」試行実施要領に基づき行うものとする。

<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/nyusatu/1657.html>

## ※ 14. 参 考 資 料 ※

本工事費の「工事数量総括表」の後に添付している資料は入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための「参考資料」であり、魚沼市建設工事請負基準約款第 1 条にいう設計図書ではない。

したがって、「参考資料」は、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

## 17.特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置

1. 本工事において、建設業法第26条の第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件をすべて満たさなければならない。

(1) 建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、下記の資格を有するものであること。

- ・1級建設機械施工技士、もしくは1級の第一次検定に合格した者(技士補)
- ・1級土木施工管理技士、もしくは1級の第一次検定に合格した者(技士補)
- ・技術士『建設・総合技術監理(建設)』
- ・技術士『建設「鋼構造物及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)』
- ・技術士『農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)』
- ・技術士『水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)』
- ・技術士『森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)』

(3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一建築業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 特定監理技術者が兼務できる工事は、魚沼市内の工事でなければならない。

(6) 特定監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 特定監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。

2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項(1)～(8)の事項について確認できる書類を提出すること。

3. 本工事において、特例技術監理者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなかった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

## 18.建設現場に設置する「快適トイレ」の特記仕様書(希望型)

本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」(希望型)の試行対象案件である。

受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

協議により設置する場合は、「魚沼市建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領」に基づき行うものとする。

実施要領等は、下記のホームページから入手できる。

<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/nyusatu/1721.html>